

大阪市告示第1495号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年10月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 都島屋内プール 水泳場	令和6年11月5日（火）	午後3時から 午後7時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）